

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市墓園条例（昭和38年条例第45号）第16条	墓標等の設置の許可	企画総務課

1 審査基準は、盛岡市墓園条例施行規則（昭和39年規則第2号。以下「規則」という。）第8条に定める基準を審査基準とするほか、次のとおりとする。

- (1) 新庄墓園の普通墓地に墓標等を設置する場合は、設置されている暗渠とカロートを接続し、雨水が滞留しないようにすること。
- (2) 青山墓園に墓標等を設置する場合は、カロートに雨水が滞留しない構造とすること。

2 標準処理期間は、30日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。